

平成 28 年度(2016 年度)第 1 回豊中市総合教育会議 議事録

1. 日時

平成 28 年(2016 年)12 月 15 日(木) 午前 11 時から

2. 場所

豊中市役所 第一庁舎 6 階 教育委員室

3. 出席者

市	長	浅利	敬一郎
教	育	大源	文造
教育委員会委員(教育長職務代理者)		船曳	弘栄
教育委員会委員		奥田	至蔵
教育委員会委員		藤原	道子
教育委員会委員		橋本	和明
教育委員会委員		山名	貴志

4. 案件

(1)いじめ防止に向けた取り組みについて

5. 出席職員

政策企画部

部	長	足立	佐知子
次長兼企画調整課長		福山	隆志
企画調整課長補佐		梅本	裕一

企画調整課(教育委員会事務局 教育総務課)	長坂	由貴
企画調整課(教育委員会事務局 教育総務課)	田中	克嘉
企画調整課(教育委員会事務局 教育総務課)	村上	馨
企画調整課(教育委員会事務局 教育総務課)	大塚	玲奈
企画調整課(教育委員会事務局 教育総務課)	高橋	美紀

教育委員会事務局

事務局	長	吉田	久芳
教育	監	中井	一公
次長		林	る美
参事		島野	孝夫
児童生徒課長		野村	和生
学校教育課主幹		長坂	國男
児童生徒課長補佐		道上	博行

6. 議事

浅利市長

ただいまから、平成 28 年度第 1 回豊中市総合教育会議を開会いたします。開催が大変遅くなり申し訳ございません。弁解になるようでございますが、1 つは、市政施行 80 周年事業を 4 月から多くの方々に豊中市の取組みや歴史を含めて様々に進めさせていただき、また、文化芸術センターがオープンいたしまして、運営等のあり方を含めて検討しておりました。もう 1 つが国との関係で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年度作成しまして、その戦略に基づいて事業を実施するにあたり、新型交付金や加速化交付金という、今までにない名前の新たな地方創生推進交付金が国から示されました。基礎自治体が地域や地方の良さを活かす施策を市民のみなさまと共に進めていくという新たな流れの中で各部局が頑張っ取り組みを推進してきたことです。

本日は「いじめ防止に向けた取り組み」について、協議を行いたいと存じますので、よろしくお願いたします。

まず、事務局職員から資料の確認をさせていただきます。

事務局より資料の確認

浅利市長

本日は、傍聴を希望される方がおられます。傍聴者に、会議終了後、回収することを前提に資料を貸し出してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

浅利市長

傍聴される方は、資料でございます「豊中市総合教育会議の運営等について」をよく読んでいただき、傍聴していただくよう、よろしくお願いたします。

次に、次第 2 の出席者の紹介につきましては、資料 1 の名簿の配布をもって代えさせていただきます。

それでは、次第 3 の案件に入らせていただきます。本日の案件でございます「いじめ防止に向けた取り組みについて」事務局職員に説明させますので、よろしくお願いたします。

事務局

昨年度、総合教育会議におきまして、市のいじめ防止基本方針について協議いただき、2 月に策定に至っております。本日は、いじめ防止に向けた取り組みについてご報告し、ご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。説明は教育委員会事務局か

らせていただきます。

教育委員会事務局

いじめ防止に向けた取組みにつきまして、資料 2-1、2-2、3 をご覧ください。はじめに、いじめ防止基本方針の策定と昨今の取組み等につきましてご説明いたします。いじめの問題が全国的に深刻化する中、いじめにあった児童等の尊厳を保持するため、平成 25 年 6 月 28 日にいじめ防止対策推進法が公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する基本的な方針の策定や対策について定められたものです。本市における教育現場では、これまでもいじめは子どもへの重大な人権侵害であると同時に、いじめはどこの学校にでも起こり得ることであると捉え、一人ひとりの思いを大切に仲間づくり、ともに学び合う学校づくりを進め、いじめを許さないという価値観を持つ集団をつくり上げる取組みを重ねてきました。残念ながら資料 3 の通り、このような取組みを重ねてもなお、いじめは存在しているという状況がありまして、本市がめざす子どもの健やかな育ちのためには、いじめ問題の対策は急務で、いじめによる人権侵害から子どもを救うためには、学校等を含めた社会総がかりで取り組む必要があると考えております。このようなことから、本市におけるこれまでの取組みに加えまして、文部科学省が示すいじめ防止等のための基本的な方針を参酌しまして、いじめの防止等のための対策を総合的・効果的に実行するために「豊中市いじめ防止基本方針」を策定し、文字通りの総がかりで取組みを進めているところでございます。

次に資料 2-1 について、ご説明いたします。いじめ問題対策連絡協議会の設置ですが、いじめ問題には、学校が組織的に対応することが最も大切である一方、学校ばかりではなく社会総がかりで取り組む必要があることから、関係機関や地域と連携し、いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われることが必要と考えております。その連携を強化するために情報交換や情報共有を図ることが重要と考え、法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関する関係機関や団体との組織的な連携を図り、体制の強化に取り組んでいます。連絡協議会は、図の通り、教育委員会、市の関係部局、警察及び警察関係機関、児童相談所、学校関係者、関係団体で構成しています。続きまして、いじめ防止等の対策に関わる審議会の設置についてです。市の基本方針におきましては、地域の実情に即して、より実効的な取組みになるよう、PDCA サイクルに基づいた検証が求められています。このことを踏まえまして、法に基づく審議会を設置し、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について専門的見地から審議をお願いしています。審議会は専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成しています。また、この審議会には調査部会を設置し、法に基づき、学校における重大事態発生時に、教育委員会の諮問に応じて調査を行う組織としています。

資料 2-2 については、連絡協議会と審議会でのいただいたご意見をご紹介します。

おります。

いわゆる重大事態についてですが、法により、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」あるいは「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と、定義されています。万が一にも重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告いたします。なお、重大事態の調査の主体あるいは組織に関しては、教育委員会は学校からの報告を受けた際に、学校が主体となっていくのか、あるいは教育委員会が主体となっていくのか、事案の調査を行う主体をどのような組織とするかを判断し、調査することになります。そうした調査をしたうえで、結果につきましては、学校が主体となって調査をした場合は、教育委員会を通じて市長に報告をし、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が市長に報告をいたします。あわせて、学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、調査により明らかとなった事案、事実関係とその他の必要な情報を適切に提示することになります。そのうえで、調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処または同種の事案発生の防止のために必要と認めるときには、報告結果について再調査を行います。市長は再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、教育委員会を通じて学校に対して重大事態への対処または同様の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

続きまして、資料 3 に移らせていただきますが、その前にいじめの定義等につきましてご説明をいたします。法によりますと、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と、定義されています。いじめの認知件数の推移について、平成 27 年度は、認知件数が 525 件と大幅に増加しておりますけれども、これは各学校におけるいじめの早期発見の目がより行き届いたからであると考えています。また、あわせて、文部科学省によります平成 26 年度「児童生徒の問題等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しが行われました。その際に、いじめの認知に関する考え方が具体例とともに示されたことでいじめの認知が正確に、細やかに行われ、数値には反映されたと考えています。なお、特徴としましては、小学校・中学校ともに、冷やかしかからかい、あるいは悪口や脅かし文句、嫌なことを言われることの割合が圧倒的に多くなっています。また、中学校では、パソコンや携帯電話での誹謗中傷や嫌なことをされるといった件数が増加しています。こうしたことに対する対応としまして、いじめには多様な態様があることから、いじめられていても本人がそれを否定することが多々あります。いじめに該当するか否かの判断にあたっては、表面的・形式的にはなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察していくなど、ていねいな確認作業が必要であると感じていまして、心身の苦痛を感じているといったことにとどまらず、要件を限定して解釈することのないように努めなければならないと認識しています。最後に

なりますが、資料 3 の後段に、早期に対応できた中学校の事案と長期化した小学校の事案の概略を紹介させていただいています。以上です。

浅利市長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

平成 27 年度に件数が増えたのは、説明にもありましたが、学校が敏感に取り組んだ結果ということですか。

教育委員会事務局

以前でしたら、いじめに関して、「繰り返し」とか「継続したもの」という捉え方がありましたが、今は、冷やかしかからかい、たとえこれが 1 回あるいは 2 回であったとしても、それが深刻化していくリスクをはらんでいることから、細やかに認知していくということがあると考えています。

浅利市長

昨年度の総合教育会議で組織的な取組みの方向については、委員のみなさまと議論させていただいて資料 2-1 の内容についてはご理解をいただいておりますし、教育委員会にいじめ等の報告がいくつかある中で、中身の課題や力を入れて取り組むべきことなどを議論させていただいていると思いますが、今日の説明を元にご意見等ございましたらよろしく願います。

船曳委員

いじめは大きな課題だと思っていて、今頃になってという言い方はおかしいですが、原発のことで避難されている方がいじめの被害にあっておられるという話について、横浜市の先生とか教育委員会のお話を聞いていると、「どうして？」と不思議で。他所から見ていると「どうして？そんなことないでしょ」と、思うけれども、現実にはそういうところがあると思うんです。ですから、組織的に対応することがすごく大切だと思うんです。自分の経験から言いますと、担任が中心になりますけど、やはり敏感にアンテナを張っておくということがすごく大事です。私は中学校で教員をしていましたが、お昼もお弁当と一緒に食べに教室に行って、子どもに何か起こらないかとか、子どもが仲間外れにされていないかなとか、あの子は今日は何であちで食べているんだろうとか。妙になれなれしくしている態度とか、子どもたちの力関係を見ても肩を組むような仲間でもないのに「おいおい」と肩を組んでいて変だなと思ったり。お弁当が狙われているんじゃないかとか。そう思いながら昼は過ごし、放課後は教室を回って、机などの様子を見て、持ち物に変化していないかとか、誰かが体操服をいつも借りられていないかとか。そんなことまで気にしながら生活をして、ちょっと変わったことがあると、学年の先生や生活指導の先生と「何か変だと思うけれども気を付けて

もらえませんか」と、情報共有をして。「自分のクラスだから自分でどうにかしなきゃ恥」ではなくて、子どもファーストで、子どもが一番大事です。自分の観察と情報共有。何かあったらすぐに対処できるような資料を他の先生方に常に示しておくことがすごく大事だと思います。もう1つ、管理職になってからの経験ですけれど、最近のいじめって自分のクラスとか学校とか学年とかだけじゃなくて、塾の送迎のバスで悪口を言われていることもある。それだと学年は複数にわたっているし、他校の子も同じバスに乗っているんですよね。そういうふうになると、子どもが在籍するクラスだけとか学年だけの問題ではなくて、いろんなところにいじめは起きている。これは小学校の話でしたけれども、中学校ではネットなどもっと違った形態のいじめがある。周りのおとながかなり敏感になって、学校であれば担任が中心になって、常にアンテナを張って情報を共有することが大事だなと思います。

浅利市長

ベースはやはり担任がどれだけ情報を持てるのかが大切で、同時に学年で共有をしておかないといけない。中学校は教科の先生が教えに行きますからそれぞれの授業の中で気が付くところがたくさんあるだろうと思いますが、具体的な、さらには現状も含めてのお話でした。

大源教育長

資料3の小学校の事例で長期化したケースについてですが、審議会でもケーススタディとして、このケースをご審議いただいたんです。ここに書かれているように、いじめられていると訴えた子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら対応するんですけども、事実関係の確認が難しく、そうこうしている間に担任と保護者との関係もうまくいかなくなって、担任の先生がかなりしんどくなって行って…というケースなんです。もちろんチームとしてどうだったのかということも問われるし、資料に書かれていますが、もっと専門家を派遣するべきだとかいろいろあるんですけども。担任の先生がしっかりアンテナを張らないといけないんですが、オールマイティではないので、「どうしたらいいんだろう」と、学校の中でパッと手を挙げて相談できるように、もっともっと教育委員会として学校を支援していかないといけない。今、特に若い先生が多いんです。ベテランの先生もいますけれども、圧倒的に20代・30代の先生が多い中で、特に小学校はクラス担任が1人で抱えてしまうという事例もあります。困っている、どうしよう、ということを相談できる体制・仕組みを考えないといけない、と審議会からもご意見はいただいています。だから、担任がアンテナを高く持つと同時に、オールマイティではないので、チームで相談ができるような仕組みを整えなければいけない。

浅利市長

学校現場で担任をしたことがある人には、いろいろと見えているんですね。当然見えてい

ないと仕事ができているとは言えないと思いますが。そのときに担任として、どう指導できるのか、対処できるのか。できないこともたくさんありますから、そのときに学年とか学校にはいじめ問題の対策委員会があるでしょうから、そこで情報共有していろんな意見を聞いたうえで、専門家の意見を聞かないといけないとなれば、教育委員会と相談することになると思います。理屈上はそうですが、陰湿な部分があったり、先ほど船曳委員が言われましたように、他校との関係とか見えにくい部分もあるのかなと思います。

大源教育長

逡巡してしまう時間が結果的に保護者との関係を余計にこじらせてしまう。本当は間髪入れずにできていたらいところが悩んでしまって、何日か経ってしまって、保護者の「全然学校が動いてくれない」という不信感が重なり合ったときに非常に長期化してしまうケースとしてあるのかなと考えています。

橋本委員

今回、組織イメージができて、いじめの防止や対応についてのシステムはできたと思うんです。これからはそのシステムを活かしながら質を上げていかないといけない時代だと思います。確かにいじめの調査は非常に難しいです。例えば、加害者が「冗談で『バカ』と言って、ちょっと叩いただけです。」と言ったとしても、被害者からすれば受け取り方が全然違う。それをいじめかどうか見極めるのはどうしたらいいか。例えば、主観的な事実と客観的な事実をどう分けるか。「ちょっと」とか「冗談で」というのは主観的事実ですけど、「バカと言った」あるいは「叩いた」というのは客観的事実ですよ。そこを見分けながらどう調査を進めていくか、どう判断していくか、こんなところをもっと求められてくるのかなと。そのためにはケーススタディとか研修を積んで、そういう視点をみんなが持つということをやっていく必要があると思います。

浅利市長

一義的には教員が見極めるものと思います。

奥田委員

お尋ねしたいんですけども、いじめの認知件数の推移は先ほどから指摘がありましたように、大幅に増えておりまして、倍ぐらいになっている。1校につき9件ぐらいあることになりますよね。これは現状で確認した分であって、おそらく本当はもっとあるのかなと思っていますし、同時に、資料2-2に出ているネット・スマートフォンを介したいじめはどんどん増えてきている状況だと思うんですけども、これに対する対応はまだまだできていないと思いますが、その辺りは今後どのように対応していくのか、認知件数を把握していくのか、実際はどうですか。

教育委員会事務局

数字的なことについて、いったん高くなっている状況があるというのは、このことを踏まえて今後推移していくと思うんですけども、残念ながら、認知の中でいじめに関わる子どもの悩みを拾えていないこともあるかもしれません。そういうことがないように相談窓口を含め、周知に努めているところです。おっしゃっていただいた通り、ネット上のいじめは学校も把握しにくいところがある一方で、情報がすぐさまかなりのスピードで多くの子どもたちに伝わっているところがあり、非常に危惧しているところです。教育委員会から学校への支援についてですが、生活指導の研修等で、スマートフォンの問題等について先生方に知っていただき、それを元に子どもへの指導に役立てていただいております。ただ、これはスマートフォンのいじめの問題に関わらず、全てについてなんですが、そういうことをお互いに言った、言われたことでどんな受け止め方になるか、ということが慮れるような子どもを育てていくことが一番大事だと思っています。

奥田委員

いじめ問題については、当事者意識の欠如や対応の遅れが指摘されているわけなんですけれども、豊中市の場合の認知件数について、認知する基準はある程度確立された形でどこの学校も同じようなレベルになっているのか、学校によっては認知度にかなり差があるのか、そこはいかがですか。

教育委員会事務局

調査等に関わりまして、学校と児童生徒課とでやりとりをさせていただきました。今年度からの認知作業のやり方について理解を深めていただいているところだと認識しております。小学校の方が認知件数についてブレがあったかと思しますので、特段ていねいに周知していきたいと考えております。

藤原委員

いじめの認知については、資料 2-2 の一番上にあるように、気づきが出発点で、確かに担任の先生の気づきっていうのはキーパソンとして大事なんですけど、一番気づくのは児童生徒、子どもたちなんですよね。子どもたちでいじめの防止とか対応に向けた組織を作ることがやはり一番効果的だと思います。これは難しいことだとは思いますが、防止とか対応の一番効果的な体制の中に子どものそういう組織、その視点が出ていないので、なんとか組み込んでいく方向で考えないと、先生 1 人では大変だと思いますし、見落とすことがあると思います。

あと、アセスメントをするメンバーもとても重要で、例えば、いじめの被害者だけの意見を最初に聞くと、人間は情報を集めるときに最初に聞いたことを出発点として考える傾向があると思うので、アセスメントの出発点となる最初の聞き方とかメンバーとかが非常に

重要だと思っています。

浅利市長

今のご指摘を含めて、学校の中でどう進めていくか。おそらく、担任が学級経営の最初の方に、こういうようにやっていきたいとか、いじめは許さないとか目標を立て、どういう情報を集めるかということも基本的に行っていると思います。子どもたちとのコミュニケーションも含めて信頼関係をどう築いていくかということで、初めて藤原委員が言っていたらいる子どもたちとの関わり、関係ができるのかなと思いますので、ぜひこれからの研修や学校指導で進めていただければと思います。

山名委員

私は保護者の立場で出席しているんですけども、子どもが小学校と中学校に通ってしまして、先生だけに頼ってしまうと先生の負担もすごく大きくなってしまっていると思うので、親もきちっと子どもと会話をして、子どもを見る必要があると思います。参観に行ったりとか懇談であったりとか。子どもに黙ってノートを見たりとか、何かされていないかなというのは私も注意しているんですけども。保護者にもそういう手助けをしてもらうのも大事だと思いますし、そういう発信も同時にしないといけないと思います。小学校になると、担任の先生に言いに行っても素通りされることがあるので、もうちょっと細かいところから拾う窓口みたいなのがあればいいかなと思います。

浅利市長

子どもたちがどう動けるのか、保護者との関係と、理想は担任の教員がしっかりしていればいいんですけども、いろいろあるだろうということで、学校として、組織としてのあるべき姿についてご指摘がありました。

大源教育長

子どもたち自らのそういったことについての動きは現実にあるんです。組織としての形は表してはいないんですけども、児童生徒会などで、いじめをなくしていこうという自発的な取り組みはかなりされています。もう 1 つ、アセスメントのところでは若干補足しておいた方がいいと思いますが、豊中にはもともと学校問題の解決のための仕組みがありますので、その仕組みが機能した形で初期対応やアセスメントを進めることとなります。その辺りについて、もし事務局から補足があればお願いします。

教育委員会事務局

資料に事例が出ていますが、基本的には法の 23 条に則って、いじめについて報告しなければいけません。従って、学校から児童生徒課へは、いじめの報告があります。ただ、525 件の報

告があるかというところまで至っていません。これは重篤である、アセスメントが必要であるというものについては、教育長からもありましたとおり、学校問題解決支援事業へつないだうえで、月に 1 回の専門家による相談や、緊急に専門家を学校へ派遣してアセスメントをしていただいています。藤原委員からご指摘がありましたように、アセスメントについては、方法、メンバー、目的、その情報をいかに第三者的にちゃんと俯瞰的に見られるかなどが大切で、保護者の訴え、子どもの訴えに偏りがちだけれども、それはいけない、という視点で見ることが必要だと審議会の委員から言われております。今年度は昨年度の反省を含め、早期から積極的に学校問題解決支援事業につないでおりまして、極端な例で言いますと、小学校 1 年生で生じた事例が中学校卒業まで 9 年間続くのではないかと、という長い視点に立って行っているアセスメントの事例もありますので、そういったところは視点を細やかにしていきたいと考えております。

橋本委員

視点が変わるかもしれませんが、せっかく基本方針をつくったのだから、わかりやすく DVD にして教員とか保護者に見てもらおうという試みもいいのではないかなと思うんです。豊中市はこんなことがあったらこんなふうになりますと。ただの一般的な啓発 DVD ではだめだけれども、いじめ防止の視点もしっかり出しながら豊中市の取組みを啓発していく。単に文字だけで法律ができたでは、どんな流れで取り組んでいるか、市民はわからないと思うんですね。どうでしょうか。

教育委員会事務局

今年度、新しく方針ができたということでリーフレットを作り、関係部署に配布しました。市民一人ひとりに配るわけにはいきませんが、周知に努めることは念頭においています。周知と言いますと学校現場が中心となりますので、各学校の校長や生徒指導主事等には年度当初から周知はしております。しかし、一般の先生まで全て、市民の方余すことなくとなりますとまだまだ課題はあると思いますので、研究していきたいと考えております。

浅利市長

いくつかご意見が出ましたので、事務局としても検討していただくということでよろしくをお願いします。

先ほど出てきました横浜市の件は全然レベルが違い、基本的に人口 300 万の都市で教育委員会が対応するというのは難しいと私は思っています。適切な規模があつて、適切な学校数に対して指導主事が担当セクションを持ち、責任を持って情報を入れていくという意味では、豊中市の規模は適当で、いいのではないかなと思います。学校数が 5 校や 6 校の自治体になると違う状況が出てくると思います。どこにでも起こり得ることですので、小学校と中学校で言えば子どもの力関係が変わりますので、いじめも変化していくことがあります。

十分に学校は学校としての取組みを行うことと、今ご指摘があったように多くの目で確認できると同時に、重大なときには専門家が入ることが大事だと思います。この件につきましては、今後さらにしっかり指導いただくようお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。次第4の「その他」について、何かございませんでしょうか。

大源教育長

庄内地域の学校再編に関わります「魅力ある学校」づくり構想の検討状況について、経過等をご説明させていただければと思います。今年の2月に第1回目の全体説明会を開催させていただきました。その後、6月までに延べ40回ほど、各校区、各地域で個別説明会を行いました。その際にいただいたいろいろな意見を整理したうえで、第2回目の全体説明会を11月5日、6日、9日にさせていただきました。その後、個別説明会を順次行い、これからも予定はありますが、現段階での地域からのご意見、ご質問と、市としての回答を整理したものを資料としてご用意させていただきました。教育委員会事務局の担当課から説明させていただきます。

教育委員会事務局

教育長からご説明がありました通り、11月から2回目の説明会を行っているところですが、2月時点の説明会から異なった点は、施設一体型の小中一貫校を2校整備する案に絞らせていただいたということです。2月の時点では、1年生から4年生までと5年生から9年生までの施設分離型の小中一貫校も構想案2という形で示していたのですが、小中一貫教育を進めていくという観点に基づきまして、施設一体型の形で案を絞らせていただきました。スケジュールにつきましても、これまでは平成28年度中に計画を固め、北校と南校の2校を同時に整備することを考えていましたが、検討の状況や市民のみなさまからのご意見等を勘案して、今回は平成29年度中に計画を固め、その後、北校から先行して整備、開校し、その2年遅れのスケジュールになりますが、南校もできるだけスピード感を持って進めていきたいと提案させていただいております。教育内容、小中一貫教育についていろいろご不安・ご心配な点があるということで質問をいただいております。小中一貫校のメリットばかり説明しているが課題はないのか、というご質問がありました。もちろん課題もございますが、メリットが非常に大きいところをしっかりと説明させていただいたうえで、他市の事例として指摘されている様々な課題も踏まえて、しっかりと対応していきたいとお答えしております。近隣市の学校で、小学生と中学生がお互いに我慢したり窮屈な思いをしているという事例を聞きました、という市民の方がおられました。それに対して、小学校は45分授業、中学校は50分授業ということで若干タイムラグがございますけれども、施設の整備の仕方や学校運営の工夫によって乗り越えていけると考えています、とご説明いたしました。その他にも、東京の小中一貫校では、いじめが原因で自殺者が出ているという生々しいことも言われま

したけれども、そういうことは絶対にないように、小学校から中学校にしっかりと繋いでいくという決意を述べさせていただきました。9年間を小学校、中学校で過ごすという考え方はわかるけれども、それならそれぞれの小学校でやったらどうかというご意見がありました。それについては、規模が全く確保できないので難しい、様々な検討をした結果、小中一貫校2校が最善の案であると考えて提案したものです、とご説明しております。通学に関しましても、地域によっては通学距離が非常に伸びてしまうので、スクールバスの導入は考えないのか、というご質問がありましたが、歩けない距離ではないということ、体力づくり・体づくりという観点からも考えておりませんとご説明しております。ただ、これは決定事項ではありませんので、みなさんのご意見を聞きながら検討させていただきますというお答えをしています。それから、再編スケジュールの仮開校について、特に島田小学校区で遠くなる地域があることから、なぜ仮開校しないといけないのか、というご質問をいただきましたが、課題を抱えた状況で、新校舎ができるまで島田小学校を残すと、庄内小学校と野田小学校の子どもたちがすでに新たな学校と一緒に生活をしている間、島田小学校の子どもたちが取り残される感じになるのではないかと、できれば平成32年度から新しい環境の中、小中一貫教育を意識した教育を受けていただきたいということで、教育的な観点からは仮開校が良いと考えています、とご説明いたしました。これにつきましても、決定ではございませんので、検討を続けていきたいとお答えしております。その他、放課後こどもクラブからの下校時について、冬場は日が暮れるのも早く、通学距離も遠くなる中で子どもたちの安全が心配です、といったご意見。それから、(仮称)南部コラボセンターを第六中学校の敷地とは違うところに整備し、学校の敷地を広く取った方がいいのではないかとご意見をいただきましたが、担当部署からそれぞれ回答しております。以上です。

浅利市長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

庄内小学校の子どもが野田小学校に行ったら、仮開校のときから一緒に学校になるんですか。それとも野田小学校の敷地に庄内小学校と野田小学校の2つの小学校があることになるんですか。

教育委員会事務局

われわれが想定しておりますのは、庄内小学校と野田小学校、さらに島田小学校の子どもたちも野田小学校の敷地に集めて、全く新しい学校を開校しようと思っております。校長も新たな小学校に一人という想定でございます。新しい学校が2年前の平成32年度から始まるという想定です。

大源教育長

これは決定ではないです。庄内小学校と第六中学校の敷地を使って新しい学校の校舎を

建てる間、庄内小学校の子どもはそこにはいませんので、野田小学校に行きます。そのときに、2年後に一緒になる島田小学校の子どもも前もって野田小学校で過ごした方が良さだろうという教育関係者の声があるんです。一方で、説明会のご意見でもありました通り、島田小学校の校舎があるんだから北校の新しい校舎が出来上がってからの移動でいいじゃないかと。島田小学校の子どもたちを仮開校の野田小学校まで2年間通わせなくても、島田小学校に引き続き通い、北校の校舎が出来上がったときに合流したらいいんじゃないかというご意見もあります。

浅利市長

わかりました。手続き上、時間がすごくかかるとお思いますので、さらに検討していただいた方が良くお思います。正式にそうすると「仮」にならず、新たな学校になりますから。

教育委員会事務局

様々な観点からもう少し検討を要するというところでよろしいでしょうか。

浅利市長

教職員課も含めてさらに議論を進めていただきたいとお思います。

他に意見はございますか。よろしいでしょうか。教育委員会でもご議論いただいているのでご存じだとおと思いますが、非常に大きな改革で、子どもたちにとって魅力のある学校、保護者にとっても魅力のある学校と同時に公共施設の整備をあわせて進めていくということでございますので、主には教育委員会事務局で頑張っただいただいているんですが、政策企画部、市民協働部も含めて連携しながら取り組んでいくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、他に事務局から報告はありますか。

事務局

次回の会議ですけれども、平成29年2月13日に実施させていただきたいとおっております。

浅利市長

よろしければ、次回の第2回豊中市総合教育会議を2月13日に開催することとし、以上をもちまして、平成28年度第1回豊中市総合教育会議を閉会したいとお思います。

ありがとうございました。